

越谷市行政不服審査条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 審理員（第2条—第8条）
- 第3章 越谷市行政不服審査会（第9条—第16条）
- 第4章 補則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）又は他の法律若しくは条例の規定に基づく審査請求について、法その他関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

第2章 審理員

（設置）

第2条 市に法第2章第3節に規定する審理手続（同章第1節に規定する手続を含む。）を行わせるため、審理員を置く。

（身分）

第3条 審理員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

（任期）

第4条 審理員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（勤務時間等）

第5条 審理員の勤務時間、勤務日等については、市長が別に定める。

（守秘義務）

第6条 審理員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（審理員関係手数料等）

第7条 法第38条第6項において読み替えて適用する同条第4項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定により提出書類等の写しの交付を受ける場合の当該提出書類等の写しの作成及び送付に要する費用は、審査請求人又は参加人の負担とする。

（審理員補助員）

第8条 審理員が行う審理手続に係る庶務は、総務部法務課の職員のうちから審理員が指名する者が行う。

第3章 越谷市行政不服審査会

（設置）

第9条 法第81条第1項の規定により、市長の附属機関として、越谷市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第10条 審査会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、行政不服審査制度について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第12条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の2人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の会議は、公開しないものとする。

(委員の守秘義務)

第14条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審査会関係手数料等)

第15条 法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の規定により条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により提出資料の写しの交付を受ける場合の当該提出資料の写しの作成及び送付に要する費用は、審査請求人又は参加人の負担とする。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

第4章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表管理不全空き家等審査会の項の次に次のように加える。

審	理	員	日 額	20,000 円	2,500 円
行 政 不 服 審 査 会	委 員	日 額	25,000 円	2,500 円	